

平成30年7月豪雨(愛媛県大洲市・宇和島市)の被災地支援活動【被災地支援者募集】

日本社会福祉士会では、愛媛県及び大洲市、宇和島市からの支援依頼を受け、愛媛県社会福祉士会と協力して支援活動を行うこととなりました。そこで、被災地支援に関わっていただける都道府県社会福祉士会の会員を募集しています。以下をご覧ください、趣旨に賛同し活動いただける方は、ぜひ別紙フォームでご登録をお願いします。なお、9月30日までは、愛媛県の補助金事業として実施します。

1 活動の内容と方式 被災地における自治体等の支援

●2名1班、引継日には1日共に活動

派遣要請をいただいた拠点に、会員(1班2名)を1クール約5日(移動日含まず)、継続的に派遣しています。活動1日目、最終日は引継日として、前後の班と共に活動いただいています。



※最終日は、午前中に引継ぎを行い活動拠点で解散となります。

2 活動拠点(平成30年7月豪雨で被災した大洲市又は、宇和島市の地域包括支援センター)

(1) 大洲市総合福祉センター

住所: 〒795-0064 愛媛県大洲市東大洲270-1(宿泊拠点から活動拠点まで、車で15分程度です。)

◆宿泊拠点

・独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家

住所: 〒795-0001 愛媛県大洲市北只1086

交通機関: JR伊予大洲駅からタクシーで約10分

大洲I.C./大洲南I.C.(下り出口)車で10分

大洲北只I.C.(上り出口)車で5分

八幡浜港 車で30分

(2) 宇和島市地域包括支援センター

住所: 〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

◆宿泊拠点

・宇和島市内で調整中

※派遣依頼打診時にどちらのセンターへ派遣するか調整させていただきます。

※公共交通機関の最新の運行状況(時刻表)、活動拠点及び宿泊拠点の場所等の地図は各自でご確認ください。

●活動の内容と留意点

・被災地自治体等の支援は、自治体等の「側面的支援」です。現地職員の指示のもと、総合相談対応、仮設住宅、避難所や在宅の方の訪問(安否確認、アセスメント、相談対応等)、その他の現地の自治体職員が担う業務の支援等(福祉団体間のコーディネート支援、会議運営支援等)が想定されます。

(現地の職員が、より判断をしやすいように、活動しやすいように、という観点からの被災地支援活動をお願いいたします。)

・9月30日まで自宅から宿泊拠点までの往復の交通費を支給するため、9月に1クールと10月以降にも1クール以上活動できる方を優先します。

・車での移動が伴う支援活動になります。車の運転に自信のない方は、ご遠慮ください。

・被災地での感染症予防のため、感染症のある方は登録できません。

3 活動日程と期間

8月末頃から12月頃（※以後も継続可能性あり）の間でご記入ください。（※活動日のご希望に添えない場合もあります。）

活動日は5日間程度（※移動日は含みません。活動前後の引継があるため、原則1週間程度お時間の取れる方）

※詳細な日程は、派遣調整の依頼時にお伝えいたします。

4 活動者について

活動者は都道府県社会福祉士会会員の社会福祉士（※入会手続き中も含む）で、相談援助の経験があることが必要です。未入会の方はぜひこの機会にご入会ください。詳細は本会ホームページにてご確認ください。

5 費用負担について（原則）

費用や準備物等に関する原則的な考え方は以下のとおりです。



①日本士会、愛媛県士会にて負担する費用・用意するもの	②個人にて用意する費用・用意するもの
「被災地滞在に関する費用、事項等」 <ul style="list-style-type: none">被災地における宿泊場所（※宿泊可能な屋内のスペースを確保）活動支援費（被災地での滞在費：活動日1日あたり3000円） （※原則、移動日は含みません。）宿泊拠点から活動拠点への交通手段（※車など）活動に関する保険（※移動日を含めボランティア保険に団体加入）被災地で必要な備品等派遣者の自宅から宿泊拠点までの交通費（往復） ※9月30日まで	「被災地外における諸経費、身の回りにかかる事項等」 <ul style="list-style-type: none">自宅から宿泊・活動拠点への往復交通費・食費 ※10月1日以降の往復交通費は自己負担となります。被災地滞在中の生活用品 （衣類、タオル、マスク、薬、虫よけ等）その他、当該活動地域にて必要なもの （活動地確定時にお知らせします）

②について、10月1日以降の自宅から宿泊・活動拠点への往復交通費は、都道府県士会によって会員に活動支援を行っているところもありますので、ご所属の都道府県士会にお問い合わせください。また、往復交通費については、後日、精算する可能性もありますので領収書を保管してください。

6 活動日程に関する連絡

登録いただいた方より、順次派遣調整をさせていただきます。

※登録いただいた方でも、活動可能日が満たない等から、現地の活動要請と条件が合わない場合があります。希望日程の原則1週間前までに、日本社会福祉士会から連絡が無かった場合は、今回は派遣対象とならなかったものとご理解ください。派遣対象とならなかったことを個別に連絡は致しませんのでご注意ください。

7 活動開始の流れ

- ① 会員より所属する都道府県社会福祉士会に登録フォームを送付する。（都道府県士会から日本に転送されます）
- ② 日本士会で都道府県士会会員の要件を確認した後、支援者登録を行う。（登録時には会員に個別に連絡はしません。）
- ③ 被災地拠点等の依頼を受け、日本士会から登録会員に、主に電話で活動打診を行う。
- ④ 会員は、日本士会からの活動打診に回答する。（活動の可否）
- ⑤ 日本士会より会員に、現地活動に必要な情報を送付する。（原則メールにて、派遣依頼文書、連絡先など）
- ⑥ 会員は被災地の活動地へ移動、前任者の引継や現地コーディネーターの指示を受け、活動に従事する。

お問合せ先 事務局担当者：公益社団法人日本社会福祉士会（担当：草川）
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543 E-mail：kusakawa@jacsw.or.jp